

令和3年 第1回定例会

新地町議会会議録

令和3年3月4日 開会

令和3年3月17日 閉会

新地町議会

令和3年第1回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月4日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
陳情の報告	6
常任委員会所管事務調査の報告	6
議案の報告上程	6
提案者の説明	6
諮問第2号の質疑、採決	20
議案第1号の質疑、採決	20
議案第2号の質疑、討論、採決	22
議案第3号の質疑、討論、採決	24
総合計画審査特別委員会の設置	25
総合計画審査特別委員会正副委員長の選任	25
予算審査特別委員会の設置	26
予算審査特別委員会正副委員長の選任	26
散 会	27
第 2 号 (3月17日)	
議事日程	29

出席議員	3 1
欠席議員	3 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	3 1
職務のための議場出席者	3 1
開 議	3 2
一般質問	3 2
1 0 番 井 上 和 文 議 員	3 2
議案第 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 5
議案第 5 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 6 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 7 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 8 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 9 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	5 7
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	5 7
議案第 2 4 号～議案第 3 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決	5 8
陳情審査委員長報告	6 3
意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の上程、説明、質疑、採決	6 5
閉会中の所管事務等調査の申し出	6 7
町長の挨拶	6 8
農林水産課長の退職の挨拶	6 8

新地町告示第7号

令和3年第1回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月17日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和3年3月4日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藤	田	修	議員	2番	寺	島	博	文	議員	
3番	齋	藤	充	明	議員	4番	水	戸	洋	一	議員
5番	八	卷	秀	行	議員	6番	吉	田	博	議員	
7番	寺	島	浩	文	議員	8番	目	黒	静	雄	議員
9番	菊	地	正	文	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	三	宅	信	幸	議員	12番	遠	藤	満	議員	

不応招議員（なし）

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第1回新地町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月4日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 1号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度新地町一般会計補正予算(第6号))
- 第11 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))
- 第12 議案第 4号 第6次新地町総合計画基本構想について
- 第13 議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算について
- 議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 者	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	目黒	佳子
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	岡田	健一
農林水産課長 兼農業委員 事務局長	八巻	隆
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	佐藤	茂文

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	持館	香織
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

- 遠藤 満議長 ただいまから令和3年第1回新地町議会定例会を開会します。
-

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

6番 吉田 博 議員及び

7番 寺島 浩文 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

- 遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から3月17日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月17日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

佐藤武志事務局長。

- 佐藤武志事務局長 ご報告申し上げます。

議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和2年11月分、

12月分及び令和3年1月分の審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案等の受理であります。諮問第2号及び議案第1号から議案第30号までの31件が提出されております。

次に、一般質問の通告の受理であります。10番、井上和文議員から2件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付いたしております。

以上であります。

◎陳情の報告

○遠藤 満議長 日程第4、陳情の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は1件で、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情については、総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

◎常任委員会所管事務調査の報告

○遠藤 満議長 日程第5、常任委員会所管事務調査の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付いたしております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された諮問第2号及び議案第1号から議案第30号までの31件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

[大堀 武町長登壇]

○大堀 武町長 本日ここに、令和3年第1回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、2月13日の午後11時8分頃に発生した福島県沖を震源とする福島県沖地震では、町内において震度6強を記録し、激しい揺れによって多数の家屋が損壊や町内全域に及ぶ断水、道路の亀裂や公共施設等の損壊など、甚大な損害が発生しました。町では、直ちに災害対策本部を設置し、避難所の開設や給水支援について自衛隊の災害派遣要請を行いました。損壊住宅への対応としては、ブルーシートや土のう袋の配布、災害ごみ仮置場の開設、損壊道路・ため池・建造物の確認など、

応急措置対応に当たったところであります。また、断水の対応として町消防団によるペットボトル水の全戸配布も行っております。

3月1日現在の主な被害状況は、軽症のけが人が3人、住宅被害が約1,300戸、町道や排水施設などの損壊が約150箇所、ため池の損傷が22箇所、ほかに、役場庁舎や図書館、学校施設、下水道施設なども被害を受けております。2月24日からは罹災証明書・被災証明書の申請受付も開始しております。また、このたびの地震被害に対して、町内全世帯に災害家屋等見舞金として1世帯につき3万円を支給することといたしました。引き続き、被災者支援と復旧対応に当たってまいります。

昨年1月に、国内において感染が確認された新型コロナウイルス感染症については、国内の感染者は43万人を超え、福島県内においても2月末現在で1,962人の感染が確認されており、国の緊急事態宣言による措置や福島県の緊急対策などによって、感染者数は減少傾向にありますが、いまだ収束には至っていない状況であります。町内では、町民の皆さんのご理解、ご協力の下、徹底した感染防止に努めていただき、感染者は発生しておりません。改めて、感謝申し上げます。

町では、引き続き感染防止に努めるとともに、新型コロナワクチン接種についても、町民の皆さんが安全・安心かつ速やかに接種できるよう体制を整えてまいります。

3月11日に執り行う、東日本大震災新地町追悼式では、震災から10年という節目の年において、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、一部内容を見直し、規模を縮小して開催することとし、ご来賓は各団体の代表とさせていただきますので、併せてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど、31件の議案等について、ご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

本年1月10日に行われた、令和3年新地町消防出初め式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参集範囲を幹部団員による参加として、規模を縮小して開催いたしました。地域の安全・安心を守る決意と、1年間の無火災と無災害を誓い合ったところであります。また、3月1日から7日までの春季全国火災予防運動では、消防団による町内火災予防広報を行い、火災発生の防止を図っております。

人事関係につきましては、令和3年度の職員採用は、事務職4名、保健師1名の採用を決定しましたので、ご報告いたします。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

新地町総合計画審議会において慎重審議を重ねてきた第6次新地町総合計画基本構想については、去る2月12日に答申をいただきましたので、本3月議会定例会において議案として提案しております。

また、新地南工業団地B地区への企業誘致では、山形県天童市の株式会社ソーカと土地売買仮契約を締結しましたので、本3月議会定例会において土地の処分についての議案を提案しております。

新地駅周辺拡大区域内で整備を進めていた、ドラッグストア薬王堂福島新地店は、準備が整い明日3月5日にオープンいたします。

次に、税務課関係について申し上げます。

昨年12月1日に福田小学校の6年生を対象に、教育委員会と連携してICTを活用した租税教室を行いました。児童は、タブレット端末を使い、家庭での事前学習や意見交換を行うなど、税の使い道や納税の義務などの大切さを学んだところであり、今後も租税教育の充実に取り組んでまいります。

次に、町民課関係について申し上げます。

令和2年12月10日から令和3年1月7日まで年末年始における地域安全運動・交通事故防止県民総ぐるみ運動を展開し、各種団体のご協力をいただき、事件事故防止に努めました。

保育所関係では、例年12月に実施してきた保育発表会を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、12月12日に年長児を対象とした3保育所合同保育発表会を文化交流センターで行いました。子どもたちは練習の成果を披露することができ、保護者の方々は、成長した子どもたちの姿に、大きな感動を受けておりました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策では、町内の高齢者施設等の新規入所者には、12月28日から入所時にPCR検査を実施しております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種は、円滑な接種の実施に向けた体制づくりを着々と進めているところであります。

介護保険制度については、令和3年度から始まる新地町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定いたしました。

第8期の計画は、第7期の基本理念を継承し、町民相互の支え合いと行政との協働による福祉のまちづくりを推進してまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

令和3年産の主食用米の生産につきましては、需要に応じた米生産を実現するため、県で設定した生産数量目安を参考に、新地町地域農業再生協議会で、令和3年産主食用米の生産数量目安を461ヘクタールとして、2月19日に水稻農家へ通知したところであります。

また、原発事故による食の安全・安心及び風評被害対策として、農林水産物の放射線検査を実施しております。2月末現在25件の検査を実施しており、ネギやイチジク、ブロッコリー等栽培している野菜ではセシウムは不検出となっておりますが、出荷制限となっている野生のキノコは、基準値を超えております。

農作物に対する有害鳥獣の被害対策につきましては、2月末で電気柵補助10件、有害鳥獣捕獲隊によるイノシシの捕獲が287頭となっております。引き続き、農作物の被害防止に努めてまいります。

漁業関係では、12月4日に釣師浜漁港で関係者出席の下、10年ぶりに競りが再開され、活気ある市場が戻ってまいりました。

令和2年9月12日の豪雨による木崎地区の農地災害復旧工事につきましては、水稲作付に支障が出ないように、3月完了を目指し鋭意工事を進めております。

次に、建設課関係について申し上げます。

本年3月の完了を目指し整備を進めておりました、復興交付金事業による通学路歩道整備2路線や避難道路整備2路線については、2月13日に発生した福島県沖地震により路床や舗装が損壊しており、調査や復旧に時間を要するため工事を延長することといたしました。早期の完成へ向けて鋭意工事を進めてまいります。

県事業においても地震影響で、主要地方道相馬亘理線整備事業と地蔵川改修事業がそれぞれ遅延するとの報告を受けております。

昨年12月に開園しました釣師防災緑地公園は、コロナ禍の中ではありますが、感染症拡大防止策を講じながら運営をしてまいりました。オートキャンプ場やパンptrラックなどの利用も含め、開園からの来園者は、4万5,000人となっております。本施設も地震被害がありますが、順次復旧工事を行いながら運営してまいります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

住宅事業については、災害町営住宅の払下げで、雁小屋、大戸浜、岡、作田西、作田東の5団地で15戸の譲渡契約を締結したところであります。また、福田定住分譲住宅地の契約状況は、県外2件、町外1件、町内2件の計5件の契約を締結したところであります。

下水道事業につきましては、震災復興による下水道事業認可区域の変更を計画しており、年度内完成に向けて進めております。また、大戸浜地区の集団移転元地へつなぐ浜北大坂下線への下水道本管工事を3月末完成に向け鋭意進めております。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

小中学校においては、主体的・対話的で深い学びの実現、円滑な人間関係を構築するコミュニケーション能力の向上に向け、ICTを活用した授業に取り組むと同時に、教員の授業力向上にも取り組んでおります。また、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備によりタブレット等の端末や電源キャビネットの導入を実施いたしました。食育については、昨年度実施したつながる食育推進事業を継承し、学校と家庭・地域が連携し食べる力、感謝の心、郷土愛の育成を進めてまいります。

今年度の各小学校の卒業生は、福田小学校11名、新地小学校35名、駒ヶ嶺小学校24名の合計70名、

尚英中学校の卒業生は74名で、3月3日には63名が県立高等学校前期選抜の学力検査を受験しております。

次に、生涯学習関係については、去る1月10日に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施した中で、令和3年新地町成人式を文化交流センターにて厳粛に開催し、大人の仲間入りをした成人者93名を祝福いたしました。

1月30日から31日には生涯学習フェスティバル2021を農村環境改善センターで開催し、約470名の来場をいただきました。各教室・サークルによる体験コーナーや作品展示・学習発表などを行い、日頃の活動成果を発表いたしました。

次に、令和3年度の町政運営に臨むに当たり、基本的な考え方と主要な施策を申し上げ、議会並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災から10年が経過し、大きな節目を迎える令和3年度は、第6次新地町総合計画の初年度であり、当町の新しい将来像を実現するための諸施策がスタートする重要な年度になります。加えて、令和3年2月13日の福島県沖地震災害への対応や、昨年からの新型コロナウイルス感染症対策、復興創生期間終了後の課題など、町民生活に密接した様々な行政需要へも取り組まなければなりません。

第6次新地町総合計画では、町の現況を的確に捉え、町政全般にわたる町民ニーズや課題を踏まえ、町が進むべき方向性を示しております。各事業は選択と集中を徹底し、限られた資源を最大限有効に活用することで、中長期的な視野に立った財政運営を堅持しつつ、諸施策を積極的に推進していく所存であります。

計画の主な事業は、快適で活力あるまちづくりとして、移住定住支援事業や起業家支援補助金など、災害に強く安全安心なまちづくりとして、災害に強い防災情報システム更新事業や小学校防犯カメラシステム設置事業、ふくしま森林再生事業など、健康で元気なまちづくりとして、高齢者保健事業や高齢者見守り配食サービス事業など、未来につながるまちづくりとして、保育料軽減助成金や福田保育所整備事業、奨学金返還支援助成事業、学校ICT推進事業、駒ヶ嶺公民館整備事業など、住民力を生かすまちづくりとして、町制施行50周年記念事業や協働のまちづくり推進事業など、新型コロナウイルス対策関連として、ワクチン接種体制確保事業や新型コロナウイルス対応配食サービス事業など、少子高齢化をはじめ人口減少、産業振興、災害対策、子育て教育環境の充実など、様々な社会変化に対応するための事業を実施することで、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを築き上げてまいります。

次に、新年度における各課の具体的な目標について申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

第2期復興創生期間における、着実な復興の推進と第6次新地町総合計画の目標達成に向け、常に国や県の動向を注視し、必要な支援策の要請や各種制度を活用しながら行政課題に対応し、健全

な財政運営に努めてまいります。

復興関連事業では、専門知識を有する職員の派遣を全国の自治体からの協力を得ながら事業推進を図ってまいります。また、多様化する行政課題に対応するため、職員の研修・研さんを積極的に進め、定員の適正化を図りながら、人材の確保と育成に努めてまいります。

近年、頻発する大雨・台風・地震などの大規模自然災害や事件・事故から町民生活を守るため、地域防災計画の改定に取り組み、日頃から関係機関や自主防災組織等と緊密に連携するとともに、防災資機材の点検・確保など、防災意識を高く持ち、いざという場合に適切に対応できるよう備えてまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

町は、本年8月1日に町制施行50周年を迎えます。当町の大きな節目を迎えるに当たり町を挙げ50周年を記念する事業を実施することとしております。

起業家支援として、新たに補助事業を創設し、町内で起業を目指す方や新たな事業を始める方に対し支援を行い、産業振興を図ってまいります。

企業誘致関係では、新地駅周辺拡大区域への商業施設誘致や新地町スマートコミュニティ事業区域内への企業誘致に取り組んでまいります。

公共交通の充実については、新たな公共交通検討座談会を利用者・運営者を交えて行っているところであり、のりあいタクシー“しんちゃんGO”の見直し、民間タクシーの運行推進や新地インターチェンジバスストップへの高速バス路線の運行など、公共交通の確保に向けて引き続き検討してまいります。

交流人口の拡大については、海釣り公園や釣師浜海水浴場、遊海しんちによる海の観光資源を活用するとともに、震災後新たに整備した釣師防災緑地公園やパンプトラック、文化交流センターと鹿狼山などの既存の観光資源を連携させた交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、税務課関係について申し上げます。

新年度当初予算の町税総額は、21億166万円で、前年度より1,196万円の増額を見込みました。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、町民税で4,264万5,000円、町たばこ税で128万9,000円の減、固定資産税で5,408万8,000円、軽自動車税で180万6,000円の増額を見込む内容となっております。

町税の賦課徴収につきましては、引き続き課税客体の正確な把握と的確な課税資料の収集を行い、公平公正、適正課税に努め、徴収率向上を図ってまいります。

次に、町民課関係について申し上げます。

保育所運営については、核家族化、共働き世帯の増加などにより、3歳未満児の入所申込みが増加傾向にあります。令和3年度当初では、300名が入所予定となっております。保育指針に沿った指導計画と、町の保育方針である心身ともに健康でよく遊ぶ子どもを育成することを目指して、保

育の充実に努めてまいります。

また、保育所同時入所2人目以降の保育料無料化や、保育料の納入実績に応じた保育料軽減助成金を引き続き行うとともに、保育利用料無償化に伴う副食費も町負担で実施し、保護者の費用負担軽減を図ってまいります。さらに、保育士の確保による保育の充実や福田保育所改築事業を行うなど、保育環境の整備に努めてまいります。

児童館運営につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防に配慮しながら、子育て中の親子が一緒に集い、育児の悩みなど親同士の交流の場として、たんぽぽひろばの充実に努めるとともに、引き続き利用者への子育て相談などのサービス向上に努めてまいります。

放課後児童の健全育成のための児童クラブにつきましては、157名の申込みがあり、留守家庭等の保護者ニーズに即した適切なサービスを提供するため、各小学校、児童館と連携しながら事業内容の充実に取り組んでまいります。

防犯、交通安全対策につきましては、地域一丸となった防犯活動の強化と交通安全教室の開催など、地域・関係団体と連携しながら、犯罪や交通事故の未然防止に努めるとともに、高齢者等の運転免許証自主返納支援事業を継続して行ってまいります。

町民の快適な生活環境を維持するため、各戸に配布予定の改訂版「ごみの分け方・出し方」やごみ減量・リサイクルの推進を実施し循環型社会の形成と住民モラルの向上を図り、不法投棄や廃棄物の適切な処理に努めてまいります。また、本年度の3月28日には、町内一斉に環境美化運動を予定しております。

消費者行政につきましては、無料法律相談所の設置による消費生活相談の機能強化、啓発活動に取り組めます。また、広報、ホームページ、啓発冊子等で消費生活情報を提供してまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

少子高齢化の進行や要介護者の増加、被災者の心と体のケア、健康への関心の高まりなど、保健福祉に対するニーズが多様化する中、町民が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、保健、医療、福祉の関係機関と連携を図り保健福祉のサービス向上に努めてまいります。

独り暮らし高齢者の見守りと健康維持のため、これまで民生児童委員会の協力を得て実施してきた配食サービス事業と、事業者の協力による新型コロナウイルス対応配食サービス事業を引き続き行ってまいります。

各種健診事業につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じながら実施し、疾病の早期発見と予防対策に努めてまいります。また、一層の健康づくり意識高揚のため、受診勧奨の徹底や保健指導の充実に取り組んでまいります。

介護予防事業として取組を進めているいきいき百歳体操につきましては、町内27の自主グループで約400の方が毎週、最寄りの集会所などに集まり体操をしております。今後も地域で交流できる集いの場を広げるなど、地域の絆、支え合いの輪を大きくしていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、感染症の蔓延防止のため、国、県、医療機関等と連携し、接種会場の確保や医療体制など、町民の皆様ができるだけ早く接種していただけるよう準備を進めています。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農政関係につきましては、経営所得安定対策及び各種補助事業を活用し、農家の経営安定に努めてまいります。

また、食の安心安全を図るため、自家消費農林水産物の検査を引き続き実施してまいります。

農作物に対する有害鳥獣の被害対策につきましては、新地町有害鳥獣捕獲隊による捕獲や、電気柵の補助など農作物の被害防止に努めてまいります。

農地整備関係につきましては、駒ヶ嶺湛水防除の長寿命化を図るため令和4年度の事業採択に向けた調査・設計を行ってまいります。また、農業用施設の維持管理を適正に行うとともに、地区保全会等で実施しております多面的機能支払交付金による農地の維持管理を推進してまいります。また、福島県沖地震による損壊ため池等については、水稻作付に影響がないように改修を進めてまいります。

林業関係につきましては、引き続き、ふくしま森林再生事業を活用し、森林の機能保全・景観保全に努めてまいります。

次に、建設課関係について申し上げます。

復興事業につきましては、令和2年度で復興創生期間が終了しますが、地震の影響により生活道路の復旧を優先していくことから完了が遅れる事業については、早期完成に向け取り組んでまいります。

道路事業につきましては、通学路を中心に歩道の設置や側溝蓋がけなどにより、児童など交通弱者対策を進めてまいります。生活の利便性向上や豪雨による路面洗掘などに対応するための現道舗装事業については、継続して実施してまいります。

近年多発する豪雨災害につきましては、内水処理などの対策について取り組んでまいります。また、河川内の堆砂や樹木は洪水時、川の流れを阻害する要因になることから、堆砂等の状況を地域の皆様と共有しながら、河川の適正な維持管理に努めるとともに県管理河川については、適正な維持管理について要望してまいります。

一昨年12月に開園した釣師防災緑地公園は、町内外から多くの皆様に利用していただいております。東日本大震災を語り継ぐ施設として、また、多くの皆様の憩いの場として活用いただけるよう適正な維持管理運営に努めてまいります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

住宅関連事業につきましては、福田地区分譲地の早期販売や町営住宅、定住促進住宅の入居促進を図るため、広く情報を発信してまいります。

移住定住につきましては、来てしんち住宅取得支援事業補助金など建築に係る助成事業及び移住支援事業・マッチング支援事業を実施してまいります。

都市計画事業につきましては、都市計画決定の変更や土地利用の検討を進めます。また、相馬地域開発記念緑地や新地駅周辺緑地の維持管理に努めてまいります。

下水道事業につきましては、福島県沖地震地震により破損している下水管の復旧を行うとともに、公共下水道事業の耐水化計画の策定及び不明水調査を実施し、効率的な処理施設及び管路等の維持管理の適正化に努めてまいります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

学校教育では、引き続き家庭・地域と連携しながら、ICTを活用し、学びの質を高めるなど考える力の育成や表現力の向上、また情報モラル教育などに取り組み、社会を生き抜く力の醸成と確かな学力の定着に努めてまいります。

児童生徒に対する心のケアについては、県の支援を受けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細やかな指導に取り組んでまいります。

生涯学習の推進につきましては、引き続き公民館各種教室や講座を開催するとともに、生涯学習を行う団体に対して、活動支援を行います。

文化・スポーツの推進につきましても、文化協会や体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などの団体と連携を図り、各種事業を推進するとともに、新地駅前フットサル場、新地町文化交流センターの活用も含めて全ての町民が気軽に文化活動やスポーツを楽しめる環境整備に取り組んでまいります。

また、駒ヶ嶺公民館建設事業については年次計画により進めており、令和4年4月の開設を目指し、工事進捗に鋭意努力してまいります。

次に、図書館事業につきましては、町民の読書活動の推進を図るため、福島県沖地震により損壊した施設を早急に復旧し、利用者のニーズに応え、図書をはじめ関係資料の充実を図ります。また、各ボランティア団体や各小中学校と連携強化に努め、読み聞かせなど各種事業を実施してまいります。

続きまして、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員1名が令和3年6月30日で任期が満了となることから、新地町谷地小屋字樋掛田45番地の10、大堀優子氏を引き続き適任者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第1号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員会委員のうち1名が、令和3年3月31日で任期が満了となることから、新地町駒ヶ嶺字上ノ町3番地、伏見春雄氏を引き続き適任者として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意

を求めるものであります。

次に、議案第2号 専決処分承認を求めることにつきましては、令和3年2月13日発生の福島県沖地震災害に関する復旧事業として、歳入歳出それぞれ3億5,820万円を追加し、歳入歳出それぞれ89億7,775万1,000円とする令和2年度新地町一般会計補正予算（第6号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第3号 専決処分承認を求めることにつきましては、令和3年2月13日発生の福島県沖地震災害に関する復旧事業として、歳入歳出それぞれ4,300万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,808万5,000円とする令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第4号 第6次新地町総合計画基本構想につきましては、第5次新地町総合計画が終了し、新たなまちづくりの指針となる第6次新地町総合計画基本構想を策定するため、新地町総合計画条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助金基金条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者等に対し、その経営基盤の安定化を図ることを目的とした、新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助事業の財源に充てるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県人事委員会勧告により、福島県が通勤手当の手当額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 新地町文化交流センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、施設の利用促進を図るため、使用料の変更など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 新地町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、傷病手当金支給に関する引用条項が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原子力災害対策措置法による避難等をした世帯に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免期間を令和3年度分まで延長を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 新地町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新地町老人保健計画・第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 新地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、パンプトラックの個人利用について、高校生を中人として含めることや、新たに用具レンタル料を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 新地町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、地域防災計画の策定や計画の整備について、多様な主体の意見を反映させ、各種防災対策の充実が図られるよう、委員の定数を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 相馬市・新地町心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関する規約の変更につきましては、対象範囲の追加を行うことで支援の拡充を図るため、所要の変更を行うものであります。

次に、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、新地町水産業共同利用施設の指定管理者である、相馬双葉漁業協同組合の指定期間を5年間延長するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号 洞山ため池改修工事請負契約変更契約につきましては、遮水シート設置工及び法面処理工等の設計変更により、請負金額の増額変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 土地の処分につきましては、企業を誘致し、雇用機会の拡大と商工業の振興を図るため、新地南工業団地B地区のうち、新地町杉目字飯樋4番2ほか3筆、3万2,260.17平方メートルを1億7,110万1,871円で、株式会社ソーカに譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号 町道路線の認定につきましては、県道相馬亘理線の一部バイパス整備により、県道の一部が新地町へ管理移管されることに伴い、吾安谷地線、延長218.8メートルを新たに町道認定するものであります。

次に、議案第19号 令和2年度新地町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ4億9,600万円を増額し、歳入歳出それぞれ94億7,375万1,000円とするものであります。

本補正予算は、令和2年度の整理予算となりますので、各費目での執行状況の精査を行い、所要の調整を行ったところであります。

歳入補正では、町税5,608万8,000円、地方交付税1億1,105万4,000円、繰入金9億5,286万

3,000円、繰越金1億6,853万4,000円を増額し、地方消費税交付金1,300万円、分担金及び負担金500万円、使用料及び手数料685万円、被災者支援総合交付金などの国庫支出金1億5,060万4,000円、地域創生総合支援事業補助金などの県支出金3,668万2,000円、災害町営住宅払下げなどで財産収入が2億1,564万7,000円、光ファイバー移設補償費など諸収入が695万6,000円、施設整備に係る町債で3億5,780万円を減額するものであります。

歳出補正では、総務費で4,504万9,000円を減額するもので、主なものとして災害派遣職員負担金が241万6,000円、協働のまちづくり推進事業が299万7,000円の減となっております。

民生費では、2億8,887万1,000円の減で、福田保育所整備事業2億7,203万5,000円などが減額となっております。

衛生費では、4,202万4,000円を増額で、主なものとしては相馬方部衛生組合病院費負担金5,000万円が増額となっております。

農林水産業費では、3,540万1,000円の減額で、そうま土地改良区工事負担金2,093万円などを減額しております。

商工費では、遊海しんち補助金などで1,299万9,000円を減額しております。

土木費では、11億3,302万6,000円を増額しております。

復興交付金返還金などで14億4,971万1,000円などを増額し、道路改良費1,550万円、町営住宅維持管理基金積立金1億3,067万5,000円などを減額しております。

消防費では、消防団員の費用弁償などで250万6,000円を減額しております。

教育費では、2億8,172万4,000円の減額で、主なものは、駒ヶ嶺公民館整備工事で2億6,131万8,000円、文化交流センター保守委託料562万4,000円などが減額となっております。

災害復旧費では、1,250万円を減額するもので、農地災害復旧費700万円、農業用施設災害復旧事業費550万円の減額となっております。

また、2件の継続費補正と、17件の繰越明許費、5件の地方債補正を計上しております。

次に、議案第20号 令和2年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,000万円を減額し、歳入歳出それぞれ9億6,770万円とするものであります。

歳入補正では、介護保険料で3,920万円、国庫支出金で2,750万円、支払基金交付金で3,780万円、県支出金で1,800万円、繰越金で1,750万円を減額しております。

歳出補正では、介護保険給付費で1億4,000万円を減額するものです。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

議案第21号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ155万円を増額し、歳入歳出それぞれ1億7,828万4,000円とするものであります。

歳入補正では、後期高齢者医療保険料で155万円を増額し、歳出補正では、後期高齢者医療広域連合納付金で155万円を増額するものであります。

次に、議案第22号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,600万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億208万5,000円とするものであります。

歳入補正では、一般会計からの繰入金で2,600万円を減額し、歳出補正では、下水道総務費で111万円、下水道事業費で873万円、下水道維持費で1,616万円を減額するものです。

次に、議案第23号 令和2年度新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,110万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億4,540万2,000円とするものであります。

歳入補正では、財産収入が1億7,110万2,000円増額し、歳出補正では、予備費1億7,110万2,000円を増額するものです。

次に、議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ58億5,300万円とするもので、前年度の当初予算と比較しますと、12億8,700万円が減額となります。

歳入の主な前年比較では、町税が1,196万円、法人事業税交付金で100万円、地方特例交付金で200万円、震災復興特別交付金などの地方交付税で10億7,312万1,000円、新地南工業団地整備事業特別会計貸付金などの諸収入で7,377万8,000円の増加となっており、地方消費税交付金で300万円、分担金及び負担金で473万8,000円、使用料及び手数料で1,132万8,000円、国庫支出金で1,196万6,000円、県支出金で9,600万6,000円、財産収入で3億7,693万9,000円、東日本大震災復興基金などからの繰入金13億6,495万2,000円、町債で5,799万円が減少となっております。

歳出では、人件費などの義務的経費が21億1,651万3,000円、福田保育所整備や駒ヶ嶺公民館整備など投資的経費が12億7,006万1,000円、その他の経費が24億6,642万6,000円となっております。

また、新型コロナウイルス対策関連として新型コロナワクチン接種体制確保事業などで5,508万3,000円を計上しております。

次に、議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億9,200万円とするもので、前年度当初予算と比較して6,300万円の減少となりました。

東日本大震災における原子力災害の被害により避難した被保険者の減免の延長と一部負担金の免除を延長する措置を行っております。

歳入の主な前年比較では、国民健康保険税で110万7,000円、国庫支出金で128万2,000円、県支出金で4,391万5,000円、繰入金1,669万6,000円が減少しております。

歳出の前年比較では、総務費で1,067万円、保険給付費で5,563万5,000円減少し、保険事業納付金で330万5,000円が増加しております。

なお、本予算は、国民健康保険事業運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ

8億3,100万円とするもので、前年度当初予算と比較し1億7,300万円の減少となりました。

東日本大震災における原子力災害の被災者に対する減免と利用者負担額の免除を延長する措置を行っております。

歳入の主な前年比較では、保険料で4,123万5,000円、国庫支出金で4,329万3,000円、支払基金交付金で4,551万円、県支出金で2,083万7,000円、一般会計などからの繰入金で2,212万4,000円が減少となっております。

歳出の前年度比較では、総務費で502万9,000円、保険給付費で1億6,914万5,000円減少し、地域支援事業費で117万4,000円が増加となっております。

なお、本予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,170万円とするもので、前年度当初予算と比較し120万円の増加となりました。

歳入の主な前年比較では、医療保険料で100万円減少し、一般会計からの繰入金で212万4,000円、特定健診受託事業収入などの諸収入7万7,000円が増加しております。

歳出の主な前年比較では、総務費で3万2,000円減少し、広域連合納付金で115万9,000円、保健事業で7万3,000円の増加となっております。

次に、議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,850万円とするもので、前年度当初予算と比較し600万円の増加となりました。

歳入の主な前年比較では、繰越金で900万円、諸収入で2,000円が減少し、分担金及び負担金で104万円、使用料及び手数料で305万5,000円、一般会計からの繰入金で845万9,000円、国庫支出金で244万8,000円が増加しております。

歳出の主な前年比較では、事業費で1,578万6,000円、公債費で10万6,000円が減少し、総務費で1,718万6,000円、下水道維持費で470万6,000円が増加しました。

下水道施設を適切に管理し、生活環境の維持に努めてまいります。

次に、議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,650万円とするもので、前年度当初予算と比較し450万円の減少となりました。

歳入の主な前年比較では、農山漁村地域整備交付金の県支出金で500万円、繰入金で11万3,000円が減少し、分担金及び負担金で38万円、下水道使用料で23万3,000円が増加しております。

歳出の主な前年比較では、総務費で25万9,000円、下水道維持費で424万2,000円が減少し、公債費が1,000万円増加となりました。

公共下水道と同様に、施設の適切な管理に努めてまいります。

次に、議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,970万円とするもので、前年予算と比較し1億540万円が増加となっております。

歳入の主な前年比較では、一般会計からの繰入金で6,578万3,000円が減少し、繰越金で1億7,118万3,000円が増加となりました。

歳出の主な前年比較では、公債費で8,278万1,000円、予備費で2,261万9,000円が増加となりました。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたのでよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時34分 再開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第2号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めて答申することに決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第1号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第1号についてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の第2項の規定によって、立会人に9番、菊地正文議員及び10番、井上和文議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤 満議長 念のために申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。9番、菊地正文議員及び10番、井上和文議員の開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛成 11票

反対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第1号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意すること

に決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度新地町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

これから質疑を行います。

井上議員。

○10番井上和文議員 承認を求めることとございます。全協でもいろいろ説明がございましたが、基本的に今被害調査委託、これ下水道も含めてですけれども、かけてかなりボリュームが多いということですが、これはいつ頃をめぐりにやっぱり結果が出てくるのか、こういったことも含めて迅速な対応が求められてくるのかなと思っておりますが、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

さらには、国会などでも総理大臣が全面的に支援をしていくなどという答弁がありますが、国と県からのいわゆる財政支援というものが何か町に来ているのかどうなのか、この確認をしたいと思っております。

さらに、今度の目玉が3万円平等にやる。あるいは、ブロック塀とかありますが、この間見ておりますと、やっぱり新地から福田、北に行くに従ってかなり被害が甚大になっているということでございます。これが次の第2弾になるかもしれませんけれども、例えば瓦のリフォームとか、いろんなこういった支援措置というものも、執行部としてはいろいろ考えているのかどうなのかも含めてお聞かせください。

さらに、これも全協で出ましたけれども、災害瓦礫の置場の延長問題です。やはりいろいろ瓦礫も大分集まってきましたが、まだまだ片づかないというようなお話が伺っております。この辺についても、状況に応じてという話もありましたけれども、現段階での考え方をお聞かせいただければと思っております。

最後に、これも出ましたけれども、町長の今所信表明でも出ましたけれども、災害に強い、防災に強いまちづくりということで、いわゆる防災無線の貸与です。これは、防災無線室が被害を受けておりますので、安全を考慮してパソコンでやるということもありますが、やはり一番出たのが何を言っているか分からないということがございます。ですから、防災無線ですから、無線でアナウンスできるのか、長いコードでアナウンスできるのかということも含めながら、やはりこの緊急時の場合は生の声でいち早い対応を取っていくべきではなかろうかと。最初の町長の話がみんなよかったという声もございますから、こういった緊急時はそういった柔軟に対応してやれないかという

ことも含めてお聞かせいただければと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 私からは、1点目の調査の状況、迅速にという部分のご質問にお答えします。

今現在委託などしながら、コンサルさん等をお願いをしながら調査を行っております。なるべく迅速に調査を進めております。4月に入って半ばぐらいまでには、災害の査定の日程が来ると思われます。大分時間もございませんので、今後とも迅速に調査を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 私からは、公営住宅の災害復旧関係、あとは下水道事業関係、こちらについて報告申し上げます。

現在、住宅も被災受けておまして、今、建設課長からも話ありましたとおり、4月の中頃までには大体めどをつけていきたいと考えております。

同じく、下水道事業につきましても、公共下水道事業及び農業集落排水事業、こちらも同様で考えておまして、カメラ調査、そちらも今管渠の状況を確認しているというような状況でございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 八巻隆農林水産課長。

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 それでは、私からは農林水産関係でお答えいたします。

農林水産関係につきましては、ため池関係が主になっております。現在コンサルタント等への委託も始まっているところでありますけれども、調査につきましては、現在ため池、今後田植え等に向けての用水時期ということもありまして、水を満水にためているような状況もあります。そんな中で、危険なため池につきましては、水を下げてはおりますけれども、最終的に堤体の中まで調査できないというところがあります。災害査定は、そういうところを踏まえた中で時期的には秋近くになるのではないかとというようなことも来ております。でありますけれども、できるところにつきましては、現在調査を始まっているというような状況であります。

以上です。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 私から国、県等からの財政支援です。こちらがどのくらいあるのかというようなお話でありましたけれども、国からは、今回の福島県沖地震の支援策の取りまとめというものが第1報として入っております。その中には、緊急対応対策といたしまして生活再建、あるいは生業の再建、あとはライフライン、あるいは災害復旧というような大きな3つの項目につ

いての支援策ということで取りまとめたものが来ておりますので、基本的にはこのような内容を町の今の状況に合わせて該当するところ、要件ありますので、こちらを今精査をしているというところであります。

なお、法的には災害救助法、こちらが指定されておりますので、これに基づいて各種制度等を今検討様々しておるといようなところであります。

あともう一点、防災行政無線の放送が聞こえにくいというようなことであります。今デジタル化に伴いまして、機械で放送を通常行っております。ただ、今井上議員からもありましたとおり、緊急時には柔軟に対応して、生の声でというようなことも考えられないかということもありました。町でも、その辺を柔軟に対応することといたしまして、現在この災害対応の案内、周知につきましては、職員が生の声で放送を行っているところでありますので、今後ともケース・バイ・ケースでありますけれども、柔軟にその辺は対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第2号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度新地町一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第3号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり可決されました。

◎総合計画審査特別委員会の設置

○遠藤 満議長 日程第12、議案第4号 第6次新地町総合計画基本構想についてを議題とします。

お諮りします。議案第4号 第6次新地町総合計画基本構想については、総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された総合計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、総合計画審査特別委員会の委員は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。

◎総合計画審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、総合計画審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、総合計画審査特別委員会委員長に三宅信幸議員、同じく副委員長に菊地正文議員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、総合計画審査特別委員会委員長に三宅信幸議員、同じく副委員長に菊地正文議員を選任することに決定いたしました。

ここで、総合計画審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

三宅信幸総合計画審査特別委員会委員長。

〔三宅信幸総合計画審査特別委員会委員長登壇〕

- 三宅信幸総合計画審査特別委員会委員長 ただいま総合計画審査特別委員長に選任されました三宅信幸です。一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会に提案されました第6次新地町総合計画基本構想は、令和3年から令和12年を目標とする今後10年間の町の大事な指針であります。菊地正文副委員長とともに、誠心誠意職務に当たってまいりますので、各委員の活発な発言をお願いし、挨拶といたします。

◎予算審査特別委員会の設置

- 遠藤 満議長 日程第13、議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算について、議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算について、議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算について、議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について及び議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算についての7件を一括議題とします。

お諮りします。議案第24号から議案第30号までの令和3年度予算7件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第30号までの令和3年度予算7件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任

- 遠藤 満議長 次に、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会での協議の結果、予算審査特別委員会委員長に八巻秀行議員、同じく副委員長に吉田博議員を指名したいと思います。ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員長に八巻秀行議員、同じく副委員長に吉田博議員を選任することに決定しました。

ここで予算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

八巻秀行予算審査特別委員会委員長。

〔八巻秀行予算審査特別委員会委員長登壇〕

○八巻秀行予算審査特別委員会委員長 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま予算審査特別委員会委員長に指名いただきました八巻秀行です。令和3年度の予算、一般会計で58億5,300万円、特別会計を含めると82億3,240万円、大変前年と比べますと全体で14.7パーセントの減というようなことでありますけれども、皆さん方と一緒に新しい年の会計予算審議をしてみたいと思います。

吉田博副委員長ともどもしっかりやっていきますので、皆様方のご協力よろしくお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 零時03分 散会

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和3年第1回新地町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年3月17日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

10番 井上和文 議員

1. 震災の対応について
2. 駅前商業施設の温水漏れ事故について

第2 議案第4号 第6次新地町総合計画基本構想について

第3 議案第5号 新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助金基金条例の制定について

第4 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第5 議案第7号 新地町文化交流センター設置条例の一部を改正する条例について

第6 議案第8号 新地町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第7 議案第9号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

第8 議案第10号 新地町介護保険条例の一部を改正する条例について

第9 議案第11号 新地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第10 議案第12号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例について

第11 議案第13号 新地町防災会議条例の一部を改正する条例について

第12 議案第14号 相馬市・新地町心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関する規約の改正について

第13 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について

第14 議案第16号 洞山ため池改修工事請負変更契約について

第15 議案第17号 土地の処分について

第16 議案第18号 町道路線の認定について

第17 議案第19号 令和2年度新地町一般会計補正予算（第7号）について

第18 議案第20号 令和2年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第19 議案第21号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

第20 議案第22号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- 第21 議案第23号 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算について
- 第23 議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 第24 議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算について
- 第25 議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26 議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算について
- 第27 議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第28 議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について
- 第29 陳情審査委員長報告
- 第30 意見書（案）について
- 第31 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理 会	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	目黒	佳子
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	岡田	健一
農林水産課長 兼農業委員 事務局長	八巻	隆
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	佐藤	茂文

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	持館	香織
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いいたします。

通告順に発言を許します。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕

- 10番井上和文議員 おはようございます。大震災と原発事故から10年が過ぎました。改めて、亡くなられた方々、被災された皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、2月13日午後11時8分、マグニチュード7.3、最大震度6強の大地震が再び我が町を襲いました。幸い死亡者は出ていないものの、けがをされたり、住家等への被害を受けた全ての被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、2月13日深夜に発生した福島県沖を震源とする地震は、10年前の東日本大震災の余震とされており、その被害の全容はまだつかまれておりませんが、住家被害は全壊、半壊や、中でも一部損壊が多数に上っており、1,300戸以上の被害と言われておりますが、3月12日の町長の報告で罹災の申請が1,312件ということから見ても、まだまだ被災は増えるのではないかと思います。今回の地震では、宮城県山元町の観測点で揺れの勢いを示す加速度が1,432ガルだったことが防災科学技術研究所によって記録されました。これは、重力の加速度980ガルを超え、2016年の熊本地震の際に震度7を記録した益城町で記録した1,362ガルを上回る強い揺れとのことであります。今回の地震について政府の地震調査研究推進本部は、今後も長期間余震域や内陸を含むその周辺で規模の大きな地震が発生し、強い揺れや高い津波に見舞われる可能性があると呼びかけております。また、東北大学災害科学研究所の大野准教授は、今回の地震の揺れ方の特徴として、建物の被害につながる周期は小さい一方、外装材や屋根、設備機器、ブロック塀の短期、周期の揺れは同等レベルの地点があったと解析をしております。これら専門家の知見を踏まえれば、住家等の被害は外観だけで分からない被害もあることから、しっかりとした調査が求められております。特に家屋の損壊や屋根瓦の崩落、ブロックや石垣の倒壊、また役場をはじめ公共施設や道路の被害等が甚大であり、特に新地町隣の坂元町地域に被害が集中をしております。災害救助法がいち早く適用になり、全壊5世帯になったということで、被災者生活再建支援法も適用になりました。この法律は、

全壊で最大300万円が支給されるものですが、昨年改定をされ、令和2年7月3日以後に発生した自然災害、令和2年7月の豪雨災害、豪雨を含むについても、経過措置として新法の規定を適用するもので、半壊世帯のうち大規模半壊には至らないが、相当規模の補修を要する世帯である中規模半壊世帯が追加をされました。これにより、被害程度が全壊は50パーセント以上、大規模半壊は40パーセント以上、中規模半壊は30パーセント以上、半壊は20パーセント以上、準半壊は10パーセント以上、一部損壊は10パーセント未満となり、中規模半壊以上に支援金が支給されることになったわけでございます。ただ、住家に限るという限定から蔵とか、倉庫とかが支援がないという問題もございまして、かなりやられておるわけでありまして、対象にならず、被災者の負担が増えることから、皆頭を抱えておるわけでございます。また、瓦屋根はほとんどの住家で被害が集中しております。いち早く1世帯3万円やブロック塀10万円の支援制度は評価をしたいと思いますが、瓦屋根リフォームや住宅リフォームなどの支援が強く求められていると思います。10年前より被害がひどい。外観を見ただけでは分からない等の声も多く寄せられております。罹災調査をしっかりと行い、余すところなく支援法が適用、活用できるよう取り組むべきかと思いますが、ご所見をお聞かせください。

次に、災害弱者の対応についてお伺いをいたします。地震直後から高齢者や障害者の皆さんは、片づけや雨漏り対策など大変な状況で後片づけをやっておりました。2月24日、社会福祉協議会で災害ボランティアセンターが立ち上がり、3月16日現在で一般ボランティア40人、技術ボランティア117人、36件の作業を完了し、現在14件の要望が残っているとのことでございます。災害瓦礫も、今月いっぱい延長されたようではありますが、まだまだ片づかない方々も多いようでございます。今後も、継続的な支援と活動の取組が求められておるわけでございます。また、リフォーム業者や流れの業者が新地町に入り、実際ブルーシートを張って30万円、また瓦を下ろして板金屋根にして500万円といったような話をお聞きをいたします。見積り合せをするなどのアドバイスをする、あるいは様々な支援措置の説明をするなど、相談窓口の設置は必須ではないでしょうか。こういった窓口相談体制の設置はなされているのかどうかお聞かせをいただければと思います。

次に、地割れへの対応についてお伺いをいたします。今回の地震では公共施設、道路をはじめ民家の土手、庭等たくさんの地割れが発生をいたしました。10年前の地震では縦揺れが強く、下水道のマンホールが道路に飛び出すという事例が多く見られましたが、今回は瓦屋根被害を中心に小学校から新地高へのライン、町のライン、岡のライン、真弓のライン、福田のラインなど被害が集中している感がございます。平成5年にまとめられた新地町史自然民俗編によりますと、新地町付近の地質構造として阿武隈山地と丘陵の境に双葉断層という第1級の構造線が通り、南相馬市、今の原町南部で枝分かれをして、鹿狼山東麓を相馬断層、もう一方の鹿狼山西方を大谷断層と称し走っているとの記述がございまして。また、地形は、いわきから宮城県亘理町に続く相双丘陵の中にあり、北へ向かうに従い徐々に低くなり、富岡町の海岸で40メートルの崖、原町20から30メートル、新地

町の海岸で10から15メートルの崖となっており、相馬断層に接する山地東麓の丘陵でも南部では200メートルの高度を有するが、北部では数十メートル以下となり、段丘の高さや海底の大陸棚の深度についても同様となっていて、北への地盤の傾動運動によるものと説明されているそうであり、今回の地震は、福島県沖の深さ約55キロで発生した地震で、沈み込む太平洋プレートの内部で発生したとのことであり、新地町との地層との関連は分かりませんが、約21億円をかけて造成をした防災集団移転促進事業による224区画、一般157区画、災害公営67区画、17万5,016平方メートルや連たん戸数が多い場所での地割れの対応はどのようにお考えでしょうか。

次に、震度7に対応する公共施設についてお伺いをいたします。今回の地震で当初避難所として指定されたのは、町民体育館と防災センターであります。このうち町民体育館はガラスが割れ、天井や外部の水供給タンク等も地割れ被害を受け、避難所としての機能が果たせず、急遽交流センターへ変更となりました。幸いなことに今度の震災では津波が起きず、水道は一部断水があったものの、電気、通信など懸念した機能をしていたために、避難者も少なかったようでありますけれども、今後いつ来るか分からない災害に備え、避難所や学校など総合計画施策の災害に強いまちづくりにうたわれているように、施設の点検、耐震補強を専門家の意見を踏まえながら実施をしていくべきだろうと思います。震度7に対応する公共施設についてご所見をお聞かせください。

大きな質問の2つ目は、駅前商業施設の温水漏れ事故についてお伺いをいたします。1月9日に駅前商業施設の店でエアコンのスイッチを入れたところ、午前10時過ぎにエアコン、いわゆるファンコイルユニットから大量の温水が店内に漏水、たまたま外で修理をしていた業者をお願いをして止水栓を止めましたが、床は水浸し、従業員は店内の備品を外に出す中で頭からずぶぬれになり、1月9日、10日、11日と年明けの3連休に向け開店準備をしていた店が閉店に追い込まれました。開店前に店に行列をつくっていたお客様にも事情を話し、帰ってもらったとのことですが、中には仙台や福島から来たお客様もいたとのことでもあります。さきの予算委員会で事故の原因は凍結であったとのことではありますが、問題はなぜ凍結をしたのかということでもあります。店主の方にお話を伺ったところ、正月明けの連休開店を目指し、それぞれ正月返上で連日開店準備をし、開店前日には夜の8時過ぎまで仕事をしていたとのことでもあります。もちろん店は閉め切りで暖房も回していたわけですが、水道管の凍結時間について東レペフ加工品株式会社が公開しておるわけですが、外気温度マイナス6度で館内温度6.5度の場合、3.4時間で凍結を開始をして、完全に凍結するのは15.9時間かかる。館内温度6.3の場合は1.1時間で凍結が始まり、完全凍結は14.7時間かかるというわけでございます。水道でありますから、むき出しのVP管という設定だと思いますが、10時開店で9時頃に暖房をつけるとすれば、同パイプの熱伝導性が高いとはいえ、13時間ぐらいなので、完全凍結には至っていないと思われそうですが、機器の品質に問題はなかったのかなど、なぜ凍ったのか、その原因についてお聞かせいただければと思います。

また、いろいろ調査をしてみますと、同じ時間帯にホテルグレードでも同様の水漏れが起こり、

こちらは24時間回しているが、5度以下になると作動するヒーターが作動せずに凍結したとのことでありますが、一昨年前の2019年12月16日月曜日に商工会の2階会議室で同様の水漏れがあり、床が水浸しになり、修理をしております。また、1年前、2020年2月10日月曜日にも、同じ商工会で同様の事故が起きたわけでありまして。また、その年の年末には西側の通路の配管から漏れる。運転開始をして2年足らずの間に4回も同様の温水あるいは水漏れ事故が起きたわけでございます。大家である町の責任が問われるわけですが、どのような対応を取られたのでありましょ、ご説明をお願いします。

また、同様に来店している事業者の方々は、うちの店は大丈夫だろうかという不安の中で営業を続けております。安心、安全を担保するためにも、機器の総点検と事故で途切れてしまった販賣を創出する今後の取組についてお聞かせをいただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えします。

初めに、震災の対応についての1点目、改正被災者生活再建支援法の活用についてお答えをいたします。被災者生活再建支援法による支援制度は、自然災害により、居住する住宅が全壊するなどの生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給して生活の再建を支援する制度であります。支援法の適用については、災害による全壊世帯などの適用基準が定められており、今回の福島県沖地震では、3月5日に新地町が適用されました。具体的な支援制度の内容は、大規模半壊以上の被災世帯に対して、住宅の再建の手段に応じて最大300万円の支援金が支給されるもので、昨年7月の熊本豪雨における災害で、法改正が行われ、中規模半壊が追加されました。この中規模半壊は、基礎支援金は対象外ですが、建設あるいは購入、補修等の加算支給金が対象となります。当町においては、現在、罹災証明書の申請受付・発行など、住宅被害調査を行っているところであり、3月16日現在で、申請件数1,431件で、うち719件の一次調査が完了しており、そのうち支援金の支給対象となる中規模半壊以上の被災世帯は38件あります。対象世帯には、罹災証明書の発行に合わせ、被災者生活再建支援制度の申請手続を案内し、制度の活用を図っているところであります。引き続き、被災者の生活再建と安定のため支援してまいります。

次に、災害弱者への対応について、災害ボランティアの取組や相談窓口の設置を、につきまして、災害時における応急対応活動として、災害ボランティアセンターの設置・運営について、町と新地町社会福祉協議会との間で協定を締結しております。今般の地震災害については、2月24日に社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを開設し、翌25日から支援活動を開始したところであります。今回のボランティアセンターでの活動内容は、独り暮らし世帯や高齢者のみ世帯、母子・父子世帯、病気・障害等で応急処置が困難な世帯など、災害弱者を対象にボランティアを行うもの

で、3月15日現在、36件の被災世帯について、屋根のブルーシートがけや家屋内外の片づけ、災害廃棄物の搬送、家具の現状復旧などの支援活動を行っております。活動するボランティアの方は、コロナ禍でありますので、町内の方に限定しておりますが、危険を伴う屋根などのブルーシートがけは専門のボランティア団体をお願いしているところであります。また、ボランティアセンターの相談窓口では、困り事相談を受け付けているほか、役場と情報を共有し対応に当たっているところであります。

次に、災害公営住宅や連たん戸数が多い場所での地割れの対応についてですが、2月13日の大震災では、道路面の割れや陥没、法面の崩れ、橋梁や水路の損傷のほか、公園、防集団地の法面や広場の亀裂など、150箇所を超える被害が発生しております。亀裂の対応としては、水が入らないよう応急措置をしながら、今後の復旧工事を行うこととしております。民地についても例外ではなく、地盤変位による宅地内の地割れ、ブロック塀や墓石の倒壊など多くの被害が発生しております。町としましても、地震直後から県などに、これら民地の被害について支援事業等の照会をかけておりますが、今のところ活用できる事業が見当たらない状況となっております。継続して国や県に対して被災者支援に関する要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、震度7に対応する公共施設についてですが、災害時において避難所となる総合体育館や各小中学校体育館については、建築基準法の規定により、建築設備については毎年、建築物については3年に1度、建築士など専門の有資格者による定期点検を実施しており、点検報告に基づき、その都度修繕等の対応をしております。各避難所施設は、構造体が大規模地震に対して、耐震安全性が人命の安全確保と機能確保が図られる設計となっております。災害時において避難所を開設する場合は、安全確認を行いながら、適切な避難所の開設、施設の利用を行っております。

次に、駅前商業施設の温水漏れ原因についての1点目、事故の原因についてお答えします。1月9日午前10時頃、新地町複合商業施設のD棟一2におきまして、店内のエアコンを作動したところ、ファンコイルユニットの吹き出し口付近の天井から漏水が発生しました。原因調査のため、テナント入居者、設計業者、施工業者、町からは施設整備を担当した都市計画課、施設管理を担当している企画振興課の関係者で、1月13日に現場調査を行いました。施工業者が、天井に設置してあるファンコイルユニットを取り外し、機器を確認したところ熱交換器のチューブが破損し、そこから漏水したと推測されました。同日、施工業者において、ファンコイルユニットの製造メーカーに機器を持ち込み、破損した原因について調査を開始したところであります。その後、2月26日に施工業者から、ファンコイルユニットチューブ内部から凍結による破裂と判断する旨、報告があり、現在、設計業者、施工業者、町において対応策を検討しているところであります。

次に、1年前の同様の事故の対応についてですが、令和元年12月にA棟の2階会議室に設置したファンコイルユニットより水漏れが発生しました。製造元のメーカーに機器を持ち込み、原因を調査したところ、直接の原因は熱交換器内の水が凍結により膨張し、破裂したものであると施工業者

を通じて報告がありました。このため、複合商業施設に設置してある全てのファンコイルユニットを断熱材で覆う施工を行い、断熱性能を上げることにより、凍結防止対策を行ったところであります。

次に、安全・安心の担保と賑わいを創出する今後の取組についてですが、駅前複合商業施設のほかのテナントでも、同様のファンコイルユニットを使用しておりますので、再発防止の対策を講じてまいります。また、駅前複合商業施設交流促進の今後の取組については、複合商業施設への誘客をスムーズにするため、来年度、案内看板を設置する予定であります。引き続き、町内、町外の方々が駅前複合商業施設に訪れていただけるよう、観海プラザ振興会や町観光協会などと連携し取り組んでまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問をいたします。

今回は震災10年目ということでもありますけれども、前段で申し上げましたように台風の災害、新型コロナウイルスの影響、そしてまた今回の地震と、被災者は実は三重苦の状況なのです。こういった中で、地震に対して今答弁もございましたけれども、災害救助法とか、支援法とかいろいろあって、これを一つ漏らさず適用してもらいたいということも1つなのですけれども、やはり被災者の中では、今もお話がございましたけれども、圧倒的にこの適用外となる被災者の方が多いのです。まだまだこの調査途中でありますけれども、1,400件の申請があって、これまだまだ増えるでしょう。そして、また700件、大体半分ぐらい終わったと、これ一次調査ですけれども。そこで38件、40件弱ぐらいが該当しますというけれども、圧倒的な形の中でこれは適用外となる方が多いわけです。この間、被災者いろいろ回っておりますと、10年前の震災のときはかなり壊れてリフォームをして、1,000万円ぐらいかけたとおっしゃっていましたが、もうお金がないという話もお聞きをしたりします。やはり今県とか国に要請をしているということがありますけれども、新地町が特に今回の地震で被害が最大限に集中しておると、こういった現況から、やはり瓦のリフォーム、あるいは住宅のリフォームみたいなことに補助をする。いわゆるこの被災者再建支援法の活用できない人も含めて、やはり全ての被災者を支援をしていく、こういったような基本的なスタンスと申しますか、考え方をお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員、今のは通告ないのですけれども、改正法の活用なのだけれども、改正法の中身については質問はできますけれども、今のは通告していないと、新しい提案のような質問になるので、答弁できないのではないかなと思いますけれども、通告ないですよ、今の家屋の屋根瓦とか。

○10番井上和文議員 これをしてもらいたいだけでも、適用にならない人も含めてどう考えているのかと書いているのです。

○遠藤 満議長 いや、だからそれを通告していないと、一問一答式ですので、通告した分についてしか質問はできませんので、提案のやつは通告しておかないとできないと思います。

○10番井上和文議員 分かりました。では、2番でそのことについてお話をしましょう。

しっかりとしたやっぱり罹災調査、一次だけでは納得できないという方もいると思いますので、これも人数、応援職員もいただきながらやっておるわけですけれども、そういった被災者の声に充分やって、例えば二次調査が必要な場合は、そういったこともしっかりと対応していただきたいと思います。

2番の災害弱者の対応なのですけれども、災害ボランティア本当にちょっと1週間、2週間コロナの関係で遅れて、立ち上がりが遅くなった感もありますけれども、一生懸命取り組んでいただいております。ただ、いろいろ瓦とか瓦礫とか、あるいはその片づけとかいろいろやっておりますが、今回災害瓦礫も延長になって、いろいろ話を聞いてみますと、これから投げる人は写真撮ってきてくださいよみたいな話があったようでございます。例えば写真撮ってつけられる人はいいわけですけれども、弱者などはそういった写真がきちんと貼り付けていけるのかどうかということも含めて、そういった総合的な災害関係に対する取組もやっぱりやっていってほしいと思いますが、この辺についていかがでしょう。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 瓦礫ごみの受付に関してですけれども、当初3月14日までということで受け付けしたところを、町民のニーズや状況とかを見まして、3月31日まで延長したところであります。実際に延長するに当たっては、ある程度の片づけごみの部分については終わったと解釈しまして、その他の瓦礫の瓦、コンクリートとか、ブロック、そういったものに品目をある程度制限しまして、今回他町村の受付の方法等、それから今後災害ごみの査定なんかにも入っていくのですけれども、そういった場合についての資料の収集の意味を含めて皆さんから実際に割れた状態のものの資料提供を求めてきたところであります。現時点で16件ほど申請が上がっているところです。そういった中で写真等を添付協力いただいている中には、やはりなかなか難しいという方もいらっしゃるって、そういった方については、税務課の罹災証明を提出いただいている部分等もあると思いますので、そういったものを活用させていただきながら受付を行っているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ということは、写真は絶対あれではないという認識でよろしいということですね。そういうことであれば、弱者も非常に助かるということだと思います。

問題は、今お話がありましたが、やっぱり回りますとまだまだ片づいていない。庭に崩れたのを置いている家庭などもかなりありまして、では実はそういう人たちがみんなボランティアセンターに連絡するかというと、やっぱり遠慮をして自分らで何しにやるからという人たちもいるのかな

んでちょっとと思います。ただ、基本的にそういったボランティアの取組などが本当に障害者とかいろんな形も含めて、町全体にきちんと行き渡るような声かけ、そういったこともやっぱり積極的にやっていただきたいなと思いますが、この辺についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今私も、そういった災害の弱い方というのですか、弱者と言われるような方を選定しながらボランティアセンターを立ち上げております。ぜひそういった方の情報があるとすれば、ボランティアセンターにつなぐようなお話をしていただければと。あと、今後もそういった部分では、弱者と言われる方々については、これからいろんなことで考えていきたいと思います。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 では、相談窓口の問題ですが、例えばこの被災者支援制度ガイドブックというのが出ました。ここに災害救助法で、例えば土砂が崩れたら50万円を限度として出しますよとか、いろんな制度があります。あるいは、これは日刊工業新聞ですか、これにも国が予備費から31億円を出してグループ補助金などを4分の3まで補助しますよと。あるいは、震災からの復興途上にある中で、コロナ禍の影響にも苦しんでいる事業者がグループ補助金を活用する場合には、別枠で最大5億円定額補助もやりますよみたいな、そういったいろんな情報があります。2月16日に国からいろんな支援策の取りまとめ等々も町にも来ていると思いますが、そういったことを被災者の方々にきちんと話ができる相談窓口というものがやはり必要なのではないかと。全ての各担当課の役場職員が何でも答えられるということであればいいのだけれども、それはあっちへ行ってください、これはあっちへ行ってくださいみたいなことでは、ちょっと大変な部分もあるのではないかと思いますから、この辺の取組方も、窓口設置ということでは一番分かりやすい方向なのか。それがボランティアセンターになるのか、やっぱり役場なのでしょう。役場本体になると思うのですが、この辺の考え方をお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 相談窓口でありますけれども、今回の地震災害におきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、ボランティアセンターで様々災害弱者と言われるような方々への対応、その中でも困り事相談、こちらのほうも受け付けております。こういう情報につきましては、日々町と社協とも連携を取りながら、その都度災害対策本部等で情報を共有しながらその対応に当たっているところであります。

また、町の体制でありますけれども、今議員おっしゃったとおり、町で今回この被災者支援制度ガイドブックを取りまとめまして、これはもちろん我々が対応するものもありますが、あと被災者の皆さん方にも知っていただくようにというようなことで、ホームページにも掲載をしております。ということで、全体的なというか、相談ということは、町が全庁舎的に各職員、各課等職員にも全て配付をしておりますので、一時的にはその被災者の皆さん方からの相談については、これに

よって対応ができる体制を取っております。ただ、細かい専門的なところというのは、どうしてもそこは相談窓口ではなく担当課に対応してもらおうということになると思いますので、最終的にはそういうことになっていきますが、全体的には、一時的には今申し上げたように庁内全体で、社協とも連携をしながらその相談窓口というか、相談に当たっておるといようなところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 大事なことは、いろいろ相談に当たっていくこともさることながら、このハンドブック全部ではなくてもいいから、基本的な中身の問題を広報に出すとか、防災無線でも全部言えないでしょうけれども、ある程度の情報をやっぱり町民にお知らせをしていくと。町民サイドがでは、うちでは該当になるのかなんていうことで役場においでになるというような形もあると思いますから、来たら相談に乗るではなくて、やっぱり一定程度の予備情報というのですか、そういったものの発信というのも大事だと思いますが、この辺についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 様々な情報の発信の仕方はあると思いますので、一番有効な方法を、それぞれその都度考えていきたいと思います。

あとは、どうしてもそのいろんな支援を受けられるという制度の問題がありますので、そこは税務課で今各種被害調査しております。そこで、罹災証明の発行ということに移っていきますが、そこで該当するような支援制度につきましては、先ほど町長も申し上げましたけれども、その該当する支援制度は、その罹災証明の状況によってその都度併せてその被災者の方々にこういう制度があります、こういう申請ができますというのを周知をしておりますので、全体的なところと個別な対応も含めて、より皆さん方にちゃんと分かっていただける周知の仕方に今後とも努めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 次に行きます。地割れの関係でございます。防集団地、私もちょっと資料を見せていただきましたけれども、やっぱり見ますと、作田西の集会所周辺とか、ほかの防集団地の周辺とか、雁小屋の集会所周辺とか、かなり損壊があるというようなことであります。いろんな広報でやっぱり軟弱地盤対策への補助ということで、造成業者に100万円ぐらいずつ出している対応なことですけれども、それでも基本的には今回のような被害ができたということです。公の災害公営住宅なんかも、これから売り払うわけですけれども、例えばもう売り払ったら自分のものだから、自分でやれというようなことではなくて、町が造成をしたと、そういったことの責任と申しませうか、大規模災害だから責任はないと言えればそれまでですけれども、やはりその点は何らしかの支援策というか、考え方といいますか、こういったのがあってしかるべきなのだろうと思います。こ

の辺について考え方をお聞かせください。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 今ご質問ありました件についてお答えいたします。

防集団地につきましては、復興交付金で造成をさせていただきました。その後、引渡しをするわけですが、そのときに宅地につきましては、その地盤が弱いところの部分につきましては町独自の補助ということで、事業費の100万円を上限にその90パーセントを補助するという形があり、数件の方が応募されまして、その宅地の下の基礎の部分につきましては、通常改良であるとか、そういった部分を施工していただいて現在に至っているということになります。

それ以外の団地の造成の全体的な話をさせていただきますと、基本的には防集団地は切土の面に皆様に移っていただいたというのは基本でございますが、一部先ほど指摘ありましたように、作田西の集会所であるとか、雁小屋の集会所付近が一部盛土のところがあるというところは、もともと計画の中でありました。そういった盛土の部分については、皆様にお渡しする場所にはせずに、公共施設等々を集めたという経緯もございます。ご指摘の町が造成したので、責任があるのではないかと、支援やアフターケアも引き続きあってもいいのではないかとということではございますが、しゃくし定期の話をさせていただきますと、契約の段階でその宅地の部分につきましては全て民地にまとめてお渡しをしているという経緯がございます。それ以外の公共の部分、換地として残っている部分等々につきましては、今後もケアをしていきたいとは思っておりますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、その被災者、民地の地割れの対策等々に対する補助金、支援策については、県と国等々に大分震災後からも要望申し上げております。しかし、現在のところそういったメニューがない状況でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 簡潔に言うと、売ったから自分でやってほしいみたいな答弁に聞こえてみましたが、やはりかなり話を聞きますと、まだ借金が残っていて、家も今回がちゃがちゃになったので、家を直すので精いっぱい、盤まで直すのは結構大変だということが1つあるようです。

もう一つは、これ後からいわゆる連たん戸数が何軒もあるところの民地もそうなのですが、地割れが建物の下で起きている場合に、ではどうしたらいいのかと。建物壊さないと盤が直せない。では、全部壊すとこれまた大変な状況になるというような問題もございます。今国、県にいろいろ要求をされているやに伺っておりますけれども、私もいろいろ図書館から本を借りて地割れの対策、どういった工法があるとかといろいろずっと見させていただきましたけれども、技術的アドバイスであるとか、あるいは業者のいろんな情報であるとか、そういったことも加味しながら、被災者にそうやって寄り添いながら、やはり国なり、県なりにこの問題については新地が特に一番被害がひどいわけですから、継続して何としてもこれを実現してほしいと。補助制度といたしましうか、こ

ういったことがやっぱり大事かと思いますが、この辺いかがですか。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 町としましても、今後もその民地の皆様には寄り添っていきたいと思っておりますし、今後も県、国等々に要望はしてまいりたいと思いますが、本日実は今朝ほど災対本部から回答がございまして、先ほど来申し上げていますように、現在のところそういった支援策はないということでご報告を受けました。

ただ、先ほど議員からありましたその家屋の下の地割れ等々につきましては、罹災証明の中でそういった判定区分もあるかと思しますので、その辺は町にご相談いただければと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 岡のラインの部分で、連たん戸数が多いところがいわゆる急傾斜地というのですか、地割れが発生をして、全壊状態で町営住宅に入居されている方があるようでございます。かつて急傾斜地事業というのもありました。これは、500メートルぐらい下の川と角度が30度とかと、いろんなことが規定があるのかと思いますけれども、そういったものが該当でき得ないのかということが1つ。

あとは、あれをなすのに……

○遠藤 満議長 井上議員、一問一答ですので、1問ずつ質問お願いいたします。

○10番井上和文議員 そうですか。

連たん戸数が多い場所での対応で、急傾斜地事業とか、いろんなほかの補助メニュー該当ができ得ないのかについてお聞かせください。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 ただいま質問ございました急傾斜地の対策事業でございますが、災害関連緊急急傾斜地崩落対策事業というものがあります。もう一つは、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業というのも、これは市町村事業としてございます。ですが、この2つともその激甚災害の指定が前提となっております、現在のところはこれは該当しないということになっております。

この点につきましても、地震直後から国にそういった、内閣府等々でもその激甚災害に匹敵する支援をするということの報道も出ておりましたので、県等々に要望は出しております。しかし、今のところかなっていないという状況でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 もう一点は、前段申し上げたように、この一つのライン、例えば小学校から新地高へ行くラインなんかは、地震が来るたびに地割れとか、被害が集中しているという問題あります。同じこの地割れの対応の一環ですけれども、建物をではしっかりとするということでは耐震補助

というのも一応ありますが、そういったものも含めてやっぱりラインというこの地震の被害ラインというのですか、こういったものの啓発というのですか、そういったことも補助の仕方にもよるでしょうけれども、考えていただければと思います。

次に入ります。震度7に対応する公共施設ですが、今回町民体育館が被害を受けたわけです。答弁の中では、定期的に点検しています。定期的にやっていますよということなのですが、私も現場見ましたけれども、設計も悪いのでしょうか。ガラスがもうがちゃがちゃ割れて、これ10年前よりもかなりひどい割れ方です。1つにはもう危ないので、子どもなんか入れませんよとちょっと馬みたいのありましたけれども、ガラスの片づけぐらい、下の部分ぐらいやっておいたらどうかなはちょっと思いました。さらには、新地小なんかにも見に行きましたけれども、ガラスが割れてプラスチックのあれなんかは割れていないのです。ですから、そういった震度7といいますか、これ最大規模の地震ですけれども、そういったものでも避難所として機能できるような対応というのがやっぱりこれから専門家の意見も聞きながら求められてくるのではないかと思うのですけれども、この辺どうなのでしょう。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 避難所の考え方ではありますが、その都度安全確認をしながら、適正な避難所というのを開設していきたいと考えています。

ただ、今ご指摘のあったような、その修繕なり、あるいは交換なりというものは、特に学校施設あるいは体育館施設、これ教育委員会と協議をしながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 免震とか、構造は結構今回は被害なかったといいますが、いろいろこれから造る駒ヶ嶺公民館なども、やっぱり災害とか、耐震とか、そういったものに充分今以上に留意して取り組んでいただければと思います。

では、時間もありませんので、商業施設に入ります。今回商業施設水漏れしたわけですが、その商業施設の事故の原因で、ファンコイルユニットのパイプが凍結したと。私も、その前後の温度をちょっと調べてみたのです。したならば、1月9日のときはマイナス6.5度ですが、その前の商工会がやったときはマイナス2.5度でした。これ外です、外の温度で。マイナス3度とかとありますが、これ外でこの温度ですから、なぜ中で、しかも時間が十四、五時間ならなければ全凍結ならないのに凍結するような事態に陥ったのかということ。報告があったという話がありましたけれども、メーカーではやっぱり材質に何ら問題はなかったのかどうなのか。一般的に考えても、そんなに凍るものなのかなと、室内でということなのです。そこだけお聞かせください。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 商業施設の漏水関係につきましては、大変申し訳なく思っているところ

でございます。

今ご質問にありました材質ということでありまして、破裂した部分につきましては、銅管の部分でありまして、車でいえばラジエーター部分に該当するような構造になっているところがあります。ここにつきましては、熱伝導率を上げるために素材としてはやわい材質になっているところでございます。今温度の話がありましたが、建物につきましては、設計温度というものがございまして、国土交通省で出しております建築設備設計基準というのをを用いながら、外気温の冬期ですとか、夏期ですとか、その辺の設定をしながら建物については設計をしているという設計事務所の報告を受けております。今回は小屋裏の部分にはなりませんけれども、外気と同じような氷点下になってしまったのではないかとこのところございまして、設計事務所の見解としては、想定外のことが起きてしまったという報告を受けているところでございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 震災後から、これから想定外という言葉は使わないようにしようというようなことも国前後でいろいろやられているわけです。商業施設をめぐっては、2年もたたずにパイプとか、表のあれがもうさびてしまっているということで、この施工がどうなっているのだという話もいろいろ議会で議論になりました。そういった意味で、総合的にやっぱり施設全体の点検が必要なのかなと思います。

それで、時間も限られていますから、次に入りますけれども、やっぱり今回商工会で2回、そして表で1回、今回のパン屋さんで1回ということで、4回もそういったことが起こってしまったと。これを考えますと、一般的に自然災害とは違って、これは1回起こった段階でこの回すことが大事ですから、やっぱりそういうことをし得なかったということもあるので、これは人災と言えるものではないでしょうか。その点についての認識をお伺いします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 今ご指摘がありました4件の事案につきましては、それぞれ事案がちよつと異なるものではございます。まず、商工会の会議室にありましたファンコイルユニットの漏水及び今回のテナントさんの1月の漏水の件につきましては、メーカーの報告では、凍結による破裂であるという報告を受けております。先ほど町長の答弁にありまして、商工会の2件の凍結の後、断熱工事は施していたというところでありまして、設計事務所の計算結果からいけば、本来は、凍結しないわけではあったわけなのですけれども、今回の1月につきましては、その気温が大幅に下がっていたというところがあったようです。その辺のところは今後このようなことがないように、設計事務所等々と今協議をしているところでございます。

もう一点目の塾の前の漏水につきましては、施工不良が原因だったというような中身だと思われます。一応請負業者には、確認等々はしていただいているところではありますが、その部分については、見落としがあったと思っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 問題は、この手のやつはメーカーも、施工業者もお湯を回さねばならぬということを行っていますから、こういったことをきちんとやってください。

さらには、このお湯を回すことによる費用負担、これはやっぱり大家さんが事前にそういったことは一切話していないので、町で負担することが大事だろうと思います。

もう最後ですから、この賑わい問題も含めてお話をしますけれども、安全、安心を担保するために、町がテナントに相談会というのですか、説明会というのですか、それをきちんとやっぱりやってほしいと思います。同時に、賑わいをつくるためには、単発的にいろいろやるのではなくて、いろんな事業を集中して町が本腰を入れて取り組む、こういった姿勢が大事だと思います。この点について答弁求めて終わりたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。時間ありませんので、端的に説明。

○小野和彦企画振興課長 今のご質問にお答えいたします。

まず、観海プラザ振興会がございいますので、そういったところとよく相談しながら事業は進めていきたいと思っております。

それから、観光協会についても新年度になったら駅前に移動してやりたいと思っておりますので、観海プラザ振興会と一緒に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第2、議案第4号 第6次新地町総合計画基本構想についてを議題とします。

本件について総合計画審査特別委員会委員長に報告を求めます。

三宅信幸総合計画審査特別委員会委員長。

〔三宅信幸総合計画審査特別委員会委員長登壇〕

○三宅信幸総合計画審査特別委員会委員長 では、ご報告申し上げます。

令和3年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総合計画審査特別委員会委員長 三宅 信幸

総合計画審査特別委員会審査報告書

議案第4号 第6次新地町総合計画基本構想について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

以上です。

○遠藤 満議長 総合計画審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決します。

総合計画審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。

お諮りします。本件は総合計画審査特別委員会委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 第6次新地町総合計画基本構想については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第5号 新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助金基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第5号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助金基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第6号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第7号 新地町文化交流センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第7号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 新地町文化交流センター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第8号 新地町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第8号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 新地町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第9号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第10号 新地町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第10号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 新地町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第11号 新地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第11号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 新地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第12号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第12号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 新地町都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第13号 新地町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第13号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 新地町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり

可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第12、議案第14号 相馬市・新地町心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関する規約の改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第14号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 相馬市・新地町心身障害児就学指導に関する事務の事務委託に関する規約の改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第13、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第15号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第14、議案第16号 洞山ため池改修工事請負変更契約についてを議題とします。
これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。
これから議案第16号についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第16号 洞山ため池改修工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第15、議案第17号 土地の処分についてを議題とします。
これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 これで討論を終わります。
これから議案第17号についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 遠藤 満議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第17号 土地の処分については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

- 遠藤 満議長 日程第16、議案第18号 町道路線の認定についてを議題とします。
これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第18号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第17、議案第19号 令和2年度新地町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今回の補正予算は、かなり減額関係があるようですが、予算委員会でも議論になりましたけれども、大事な課題なので、お話を申し上げさせていただきます。

1つは、繰入金の東日本大震災の交付金中、繰入金の問題であります。第2期復興期間ということで今年度から始まるわけなのですが、今までの、これも議会で何回も議論になりましたけれども、復興交付金、残ったら返してください。はい、分かりましたということで、かつて十何億円だか返したときもかなり議論になったわけですが、第2期復興期間、残った復興をきちんとやるための期間だということを前提に考えているならば、いわゆる単純に精算ということではなくて、例えば効果促進事業が該当でき得ないのか。特に今回震災もあったわけなのですが、そういったいろんな理由づけの中で復興に資するようなことを、せっかく来ている財源でありますから、有効に活用できないのかと思いますけれども、現在どのぐらいの現状があって、どのような利用状況になるのかということをお聞かせいただければと思います。

2つ目に、エネルギーを生かしたまちづくりということで450万円の減額になっています。ご案内のように、気候変動問題、これは県議会なんかでもかなり議論になって、国がカーボンニュートラルもさることながら、県も2040年でしたか、その再生可能エネルギー100パーセントにしますと。新地町も、このエネルギーセンター造っていろいろやります。町全体も太陽光発電とか生かしながらいろいろやっていきますよということがありますけれども、今日までの到達点の状況がどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目です。災害ごみ500万円でしたか出ています。これも、前段いろいろ震災のことで議論い

たしましたけれども、いわゆるこの災害ごみに関してはいろいろな町民の、これは出せませんからということで大分お持ち帰りになったということで、私らも言われましたし、町にもいろんな苦情があったのだらうと思いますけれども、半壊以上は公費解体になるというようなことがあるのだらうと思いますけれども、この辺についてのアナウンスとかは、先ほど何世帯云々かんぬんというのがありましたけれども、どのようになっているのか、そういったことも含めて総合的にこの災害ごみの対応、今後どのようにしていくのかお聞かせいただければと思います。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 まずは、1点目の復興交付金関係のご質問にお答えいたします。

復興交付金につきましては、この10年間で国から入ったお金が284億円を超えております。質問にもありましたように、1回目に約12億円の返還をして、今回さらに14億円程度の返還ということになります。使用した交付金につきましては252億円超ということでございます。R3年度に繰り越す部分の復興交付金につきましては5億2,000万円ほどございまして、その中で今回の地震の被害に対するその手当ても、その事業の中で有効活用していくということの協議を既に復興庁と済ませておりますので、そういった部分では今回の地震について手当てをしているということになります。

これまでも、単純に返還ということではなくて、議会ともいろいろ議論をしましたけれども、できるだけ有効活用すべく国との調整を図りながら現在に至っているということでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまご質問いただきましたエネルギーを生かしたまちづくりの関係で、今の取組状況ということでお話しさせていただきたいと思っております。

震災後に環境未来都市選定いただきまして、近年はスマートコミュニティ事業ということで今取り組んでおります。令和元年度に可能性調査ということで、今の新地駅周辺をエリアとしてスマートコミュニティ事業を実施しておりますが、それをさらに例えば役場周辺とか、下水道処理場、そういった部分まで広げて、例えば太陽光発電、それから風力発電、そういった部分はエリアの拡大とかということも調査いたしましたけれども、初期投資とか、あと機器の更新ということで費用がかかるという部分が分かりました。そういった部分がありましたので、まずはその現在のスマートコミュニティ事業のエリアで事業を軌道に乗せることが大切と思っております。まずは、公用車のEV化、そういった部分から始めていければと考えておりまして、第6次総合計画の取組の中にも入れさせていただいたところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ご質問のありました公費解体についての件についてでございますが、公費解体

につきましては、全壊以上というところが通常の家屋の公費解体に当たるのですが、今回の震災に当たりましては、半壊以上が認められたというところで、それらに係る、基本は住家です。それらを町が公費で解体をしていくということになるのですが、要綱等整備した上でその事業に当たらなければならないという県の指導もございますので、そういった準備と、あとは受付の体制など整えてから町民に対してアナウンスするための準備を今しているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今年度から不交付団体になるということでは、地方交付税が見込めないということでは貴重な財源なのです。これを有効活用するというのは、誰も異論のないところだと思います。さらには、これも復興庁なんかと協議をするとなかなか認められないという話もありますけれども、通常の例えば今新地小から来ている歩道をもっと延長していくとか、やっぱりそういったことは災害公営住宅等々、防集団地等々もあるわけですから、理屈として該当でき得るのではないかと、こういったことも効果促進事業の中で粘り強く交渉していく。復興を本当に日の目を見るような取組にしてほしいなと思います。

環境未来都市の話で、いろいろ今お話がございました。公用車のEV化もいいのですけれども、やっぱりこのエネルギーセンター、スマコミなんかはかなり町として力を入れてきたという経緯がございました。しかし、エネルギーセンターなかなか赤字で大変だ、こういった問題もある。今災害瓦礫置場になっていきますけれども、あそこのもちろん誘致企業もさることながら、いつまでも、何年も来ないのであれば、太陽光のパネルを何かの補助メニューを入れてはめるとか、それこそこの復興の金が使えないかとかということもあるのだろうと思いますけれども、そういうこととか、役場とか、図書館のこの電気代も、東北電力に払うよりもこちらへ払えばいいということで、そのエネルギーを生かしたまちづくりに資してくるのではないかと、こういった考え方もやっぱり充分検討できるのではないかなと思いますので、その辺の可能性についてでも取り組んでいただければと思います。

災害ごみ、ぜひ早急な対応で町民へのアナウンス、被災された方、どうしようかという声もございますから、今現状検討して早期にあれしますというような状況も含めてアナウンスをお願いできればと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員、質問ですか、要望のような感じだったのだけれども、要望でいいのですか。要望でいいの。

○10番井上和文議員 要望でもいい。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第19号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和2年度新地町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第18、議案第20号 令和2年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第20号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 令和2年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第19、議案第21号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終ります。

これから議案第21号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第20、議案第22号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終ります。

これから議案第22号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第21、議案第23号 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは議論を終わります。

これから議案第23号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第22、議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算について、日程第23、議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について、日程第24、議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算について、日程第25、議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第26、議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算について、日程第27、議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について及び日程第28、議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算についての7件を一括議題とします。

議案第24号から議案第30号までの令和3年度予算7件について予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

八巻秀行予算審査特別委員会委員長。

〔八巻秀行予算審査特別委員会委員長登壇〕

○八巻秀行予算審査特別委員会委員長 朗読をもって報告いたします。

令和3年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

予算審査特別委員会委員長 八巻 秀 行

令和3年度新地町一般会計及び特別会計予算審査報告書

議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算について

議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について

議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算について

議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算について

議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について

本特別委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

○意見内容

令和3年度予算は、町の将来の展望と方向性を示す「第6次新地町総合計画」及び国の「第2期復興・創生期間」初年度となる重要な予算であると共に、東日本大震災から10年を迎え、復興事業の進捗等により、町本来の通常予算に戻つつある中で、発電所等の税収増によって不交付団体を見据えた予算となっている。

一般会計予算は、58億5,300万円で対前年度比12億8,700万円の減となっている。更に前年度からの繰越し事業が24件で12億1,254万円あり、執行すべき予算総額は、70億6,554万円である。

これまで復旧、復興を最優先に掲げて対応してきたところであるが、新地駅周辺整備事業により整備された新たな公共施設を活用し交流人口の拡大を目指すと共に、各施設の適正な管理運営と、将来のまちづくりの創造及び迅速かつ適正な事業執行、行財政の円滑な運営を図られたい。また、新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震による被害への対応は急務であり、町民生活に寄り添った支援に努力されたい。

1 令和3年度新地町一般会計予算について

歳入について

- ・新たな事業や制度の情報収集に努め、更なる財源の確保を図られたい。

歳出について

- ・スマートアグリ事業や商業施設の誘致を進め、賑わいづくりなど新地駅周辺整備事業の目標達成に努力されたい。
- ・町民に寄り添った公共交通の実現を早急に取り組まれたい。
- ・基幹産業の農・漁業振興を基本的に、将来を見据えた取り組みをされたい。

2 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について

- ・予防医療の充実を図り、国保税の軽減に努められたい。

3 令和3年度新地町介護保険特別会計予算及び令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について

- ・高齢者の状況を考慮して負担軽減を図られたい。

4 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算及び令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について

- ・接続率の向上と既存施設の長寿命化につながる維持管理体制に努められたい。

5 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について

- ・特に意見を付する事項がない。

以上であります。

○遠藤 満議長 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

初めに、議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第24号についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきとするものであります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 本議案に反対の立場で討論に加わります。

理由は、予算審査特別委員会の中では付託された案件に一括して採決の報告となりましたが、この中に国民健康保険給付費の一部負担金免除を廃止する案件が記載されております。新地町の国保加入者は約1,000世帯、1,700名、そのうち10年前の東日本大震災で被災し一部負担免除者は約300世帯、500名と聞いております。この方々への免除負担金は国が80パーセント、県が10パーセント、そして加入者全員で10パーセントの負担率となっております。新地町国保加入者の年間負担額は約500万円余りとなっておりますので、これを継続すると被災者を含め加入者の年間負担額は、単純計算ではありますけれども、1人2,900円増と算出をいたしました。被災者の多くの方々は、新築費用が重くのしかかっており、さらに2月13日の福島県沖の地震被害で新たな修繕費用の負担が増えております。東日本大震災の被災者にこれまでどおり一部負担金の継続が必要との思いから、廃止は適当でないものであり、この案件に反対いたします。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 私も、原案に対して反対の立場で討論に参加を申し上げたいと思います。

第1は、今前段ございましたように、一部負担金の補助の廃止の問題であります。予算委員会で10年目で落ち着いてきたという説明がございました。今被災者は台風被害、新型コロナウイルスの

影響、そして今回の福島県沖地震と、落ち着いてきたところか三重苦の大変な状況にございます。今もお話でしたが、75歳まで借金がある。本当に医療費がかからないというのはありがたい、助かっている。いつまで働けるかなと言われる方々、そういった声も数多く聞いたわけであり。特に震災死亡者の中で、震災関連死が福島が一番多いという状況の中で、安心して病院にかかれるというこの制度は、被災者の心のよりどころでもございます。だからこそ国が8割、県が1割の9割の補助が続いているのです。被災者が負担が増えるのは看過できないわけであり。あわせて申し上げれば、これは政策ですから、町負担の1割分は本来一般会計から繰り入れて行く筋合いのもので、前の国保運協等での意見具申も執行部に届いているであろうと思います。とりわけ今年、不交付団体の予算でありますから、なおさらであります。

2つ目は、コロナウイルスの影響により昨年は医療費の伸びがなかったことで、算定をする際に元年度、去年、おととしの数字を基にしたというお話がございました。コロナワクチン接種が始まったとはいえ、収束にはほど遠い状況です。とするならば、今年度も同様の医療費の推移になるだろうと思慮されます。過大な算定になっていないかということが問われるのではないのでしょうか。いずれにせよ、国保税の負担軽減のために、地方自治体としてあらゆる努力を傾注すべきだということをお願いし、討論を終えたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 賛成の立場で討論に参加いたします。

本案件は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて提案されているものであります。さらに、この一部負担金免除については、東日本大震災から10年を経過し、被災された皆様の新たな生活への移行が進んでいるということ。そして、また当町の条例、要綱等の制定があって、今言われました国費、県費、そして保険者の税の1割負担が実現しております。この一部負担金の免除の要件でありますけれども、家屋半壊以上の被災者が該当しておりまして、この当時被災していても半壊に至らなかった保険者もたくさんいることを考えていただきたいと思います。そして、理解をいただきたいと思っております。よって、本案については賛成するものであります。

以上です。

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決します。

この採決は、起立の方法によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきとするものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○遠藤 満議長 起立多数であります。

したがって、議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩をいたします。

正 午 休 憩

午後 1時30分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第26号についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきとするものであります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第27号についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきとするものであります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第28号についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきとするものであります。委員

長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第29号についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきとするものであります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第30号についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきとするものであります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第29、陳情審査委員長報告を議題とします。

初めに、令和2年陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についての陳情について、審査結果の報告を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

令和3年3月定例会

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 ご報告申し上げます。

令和3年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋一

陳情審査報告書

本委員会は、令和2年6月12日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

記、受理番号、令和2年陳情第2号。件名、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についての陳情。審査結果、採択であります。意見として、関係機関に送付すべきである。

以上であります。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから令和2年陳情第2号についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和2年陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についての陳情については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、令和3年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情について、審査結果の報告を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 ご報告申し上げます。

令和3年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋一

陳情審査報告書

本委員会は、令和3年3月4日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

記、受理番号、令和3年陳情第1号。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情。審査結果、採択であります。意見、意見書として関係機関に送付すべきである。

以上であります。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから令和3年陳情第1号についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和3年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎意見書案第1号及び意見書案第2号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第30、意見書（案）についてを議題とします。

初めに、意見書（案）第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出については、提出者に説明を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長 朗読をもって代えさせていただきます。

意見書（案）第1号

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者	新地町議会議員	水戸洋一
賛成者	新地町議会議員	吉田博
”	新地町議会議員	菊地正文
”	新地町議会議員	齋藤充明
”	新地町議会議員	寺島博文

裏面をご覧ください。意見書（案）第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）。

中段省略させていただきます。下の段で、日本政府に対し、唯一の被爆国として核兵器禁止条約に署名・批准するよう強く求めるとともに、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月17日。提出先、内閣総理大臣、外務大臣宛て。福島県相馬郡新地町議会議長、遠藤満。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第1号について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第1号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、提出者に説明を求めます。

水戸洋一総務文教常任委員会委員長。

〔水戸洋一総務文教常任委員会委員長登壇〕

○水戸洋一総務文教常任委員会委員長

意見書（案）第2号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月17日提出

新地町議会議員 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋一
賛成者 新地町議会議員 吉田 博
" 新地町議会議員 菊地 正文
" 新地町議会議員 齋藤 充明
" 新地町議会議員 寺島 博文

裏面を御覧ください。意見書(案)第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。

途中省略します。中段の1、福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。また、2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引き上げを行うこと。

2、中小・地場企業に対する支援政策を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

3、福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。

4、一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月17日。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛て。福島県相馬郡新地町議会議員、遠藤満。

以上であります。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書(案)第2号について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書(案)第2号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書(案)第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第31、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました

た申出書のとおり閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和3年第1回新地町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、そして震災対応や新型コロナウイルス感染症が収束しない状況の中、今定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。慎重に審議の上、令和3年度当初予算等上程いたしました計31件全ての議案等に御議決をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

いよいよ春の農作業や、そして震災対応など、何かとご多忙の日々が続くと思いますが、新型コロナウイルス感染症に注意をされながら、健康に留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げまして、定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎農林水産課長の退職の挨拶

○遠藤 満議長 ここで本年3月31日をもって退職を迎えられます八巻隆農林水産課長にご挨拶をいただきたいと思えます。

八巻隆農林水産課長、お願いいたします。

〔八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○八巻 隆農林水産課長兼農業委員会事務局長 議会の最終日にこのような貴重な時間を設けていただき、誠にありがとうございます。定年退職に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、平成2年の奉職から今年で31年になります。平成2年当時は、相馬共同火力新地発電所が建設されることもあり、初めは建設課に配属になりました。幹線道路の整備等で3年間、そして農林水産課では生活道路や排水路の整備に5年間、その後都市計画課に移りまして、下水道事業、農業集落排水事業に9年間従事してまいりました。この17年間は、発電所立地を契機としまして、町

のインフラ整備が大きく進んだ時期でもあったと思っております。東日本大震災以降は、24年から農林水産課で農地や農業用施設、そして水産施設の復旧や復興事業に取り組んでまいりました。事業量も多く、思うように事業が進捗しない中、悩むことも多くありましたが、議会議員の皆様をはじめ先輩方、そして同僚の皆様の指揮、支援をいただき、災害復旧事業、復興事業を完了することができ、今日まで勤め上げることができました。皆様に心より御礼申し上げます。私は、今年3月で定年退職となりますが、引き続き町政に携わってまいりたいと考えておりますので、これまで同様皆様のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

最後になりますが、新地町のさらなる発展と議会議員皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

○遠藤 満議長 ありがとうございました。

八巻隆農林水産課長の今後のご活躍とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。3月4日から本日までの14日間、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

令和3年度は、第6次新地町総合計画並びに第2期復興・創生期間の初年度となり、大変な大事な年でもあります。議会といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策や2月13日に発生した福島県沖地震への対応、新たなまちづくりに関する様々な施策に積極的に関与していかなければならないと考えておりますので、今後も各位のご協力をお願いいたします。

以上で令和3年第1回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時51分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 吉 田 博

署 名 議 員 寺 島 浩 文

参 考 资 料

参 考 资 料



令和3年3月2日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋 一



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

2月 3日 ○予算編成の方針について

○消防団（女性消防隊を含む）の課題への対応について

2 調査経過

町長、総務課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3 調査結果

○予算編成の方針について

歳入に関しては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、町民税や固定資産税については減収を見込むが、相馬共同火力発電株式会社等の償却資産の増加が見込まれる。また、福島ガス発電株式会社等の償却資産は震災復興特別交付税で措置され、普通交付税は福島ガス発電株式会社の固定資産税が増収となることから、ゼロとなり不交付団体となる見込みである。

歳出に関しては、復興・創生期間の終了により復興関連事業は減少するものの、これまで整備した施設に係る町債の償還、維持管理費などの増加が見込まれる。また、第6次総合計画に沿って諸施策を積極的に推進していく必要がある。

令和3年度は、第6次総合計画の初年度であり、当町の新しい将来像を実現するための諸施策がスタートする重要な年度となるが、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種事業や、町民生活に密接した様々な行政課題にも引き続き取り組む必要がある。そのため、各種事業等の廃止や見直し、必要な事業の選択など、限られた財源を最大限有効に活用しながら、中長期的な視点にたった財政運営が求められる。

予算規模が縮小する中で、事業の必要性や有効性を検証し合理化を図るとともに、町民に夢と希望を与える予算編成に努められたい。

○消防団（女性消防隊を含む）の課題への対応について

消防団員は非常勤の特別公務員であり、地域防災の中核として重要な役割を果たしている。大規模災害時には、常備消防機関のみでは全ての地域住民の安全確保は非常に難しいことから地域に密着し、地理や実情を熟知している消防団員の役割は大変重要である。

女性消防隊は、家庭内の女性が我が家から火事を出さないという目的を持って結成され、消防新地分署が事務局となって火災予防に取り組んでいる。

消防団の役割は拡大し、地域からの期待が高まる一方で、少子高齢化の中で、団員の減少や高齢化等、消防団を取り巻く社会環境は全国的に厳しい状況にある。団員の職業形態も様々で、日中は活動に参加しにくい団員も多いのが現状である。

消防団員の確保はこれまでも課題であったことから、早急な対応が求められる。地域や事業所とも連携し、消防団への理解向上や団員が活動しやすい、参加しやすい環境づくりに努められたい。



令和3年3月2日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 八巻 秀行



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 1月21日 ○新型コロナウイルス感染症の第3波への対策と障がい者福祉の課題について
- 2月10日 ○河川・道路行政の現状と課題

2 調査経過

町長、副町長、健康福祉課長、建設課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3 調査結果

- 新型コロナウイルス感染症の第3波への対策と障がい者福祉の課題について

新型コロナウイルス感染症の国内感染者数は、1月20日現在33万7,511人で県内感染者数は1,534人となっているが、町内では発生していない。また、PCR検査の状況は県内75,119人、町内28人となっている。

町では昨年2月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで対策本部会議を113回開催している。

また、県内の医療体制は感染症指定医療機関の32床に加え、入院可能な病床として437床を追加し、計469床を確保している。

更に、発熱外来診察室を公立相馬総合病院敷地内に昨年4月8日開設し、1月10日現在1,027人の受診者があり、当町の受診者は172人となっている。そして、昨年12月28日から高齢者施設等への新規入所者については、入所時におけるPCR検査を実施しており、これまで1名が実施している。

ワクチンの接種体制については、国の指示のもと県の協力により市町村において予防接種を行うものとなっており、接種の順位や時期について国の指示に従うとしている。

感染症拡大の中、当町に於いては陽性者が出ていない状況であり、町民の努力・協力による成果等をもっとマスコミにPRすべきである。また、ワクチンの接種についても対策本部での状況等を町民へアピールすべきである。加えて、各事業やイベント等の開催時の基準を町民に分かりやすくお知らせし、丁寧な対応をすべきである。

障がい児・者福祉の現状については、障害者手帳交付状況は令和3年1月1日現在、身体障害者手帳所持者が275人（1級76人、2級47人、3級37人、4級75人、5級21人、6級19人）、療育手帳所持者は61人（A級21人、B級40人）、精神障害者保健福祉手帳所持者は39人（1級5人、2級26人、3級8人）である。障がい者福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

障がい者の社会参画のためには、ワンストップで相談できる体制の確立が大切である。行政ではどのような支援が出来るのかなど、サービスを必要とする方へ各種制度をしっかりと説明し、支援体制の充実を図られたい。

○河川・道路行政の現状と課題

河川についての課題としては、豪雨の頻発化により災害が多発しているが、官民双方において技術者が不足しており、復旧に時間を要している。また、次の災害に備え堆砂土砂の除去が急がれるが、土砂捨て場が無い場合、事業執行に支障をきたす懸念がある。

今後も豪雨災害などは頻発化、激甚化する事が予想される。町内においては、災害の危険性が高い県二級河川の立田川、砂子田川の堆砂土砂の除去が急がれる。土砂捨て場を確保し、県との連携強化を図り、次の災害に備えられたい。

加えて、毎年行われている河川愛護活動は、高齢化が進み、地区によっては活動が出来なくなりつつある地区もある。将来的には業者に委託することも含め、検討されたい。

道路の課題についても、豪雨災害の頻発化により道路の損傷が多発しており、修繕工事に多くの時間を要している。また東日本大震災以降、建設費が高騰しており事業の進捗に大きく影響している。

今後も豪雨災害の頻発化が予想されるので、国・県と密に連携し、財源確保を図り、迅速に対応できるよう努力されたい。

令和3年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総合計画審査特別委員会委員長 三宅 信 幸



総合計画審査特別委員会審査報告書

議案第4号 第6次新地町総合計画基本構想について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和3年3月17日

新地町議会議長 遠藤 満 様

予算審査特別委員会委員長 八 卷 秀 行



令和3年度新地町一般会計及び特別会計予算審査報告書

- 議案第24号 令和3年度新地町一般会計予算について
- 議案第25号 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第26号 令和3年度新地町介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第29号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第30号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について

本特別委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

○意見内容

令和3年度予算は、町の将来の展望と方向性を示す「第6次新地町総合計画」及び国の「第2期復興・創生期間」初年度となる重要な予算であると共に、東日本大震災から10年を迎え、復興事業の進捗等により、町本来の通常予算に戻りつつある中で、発電所等の税収増によって不交付団体を見据えた予算となっている。

一般会計予算は、58億5,300万円で対前年度比12億8,700万円の減となっている。更に前年度からの繰越し事業が24件で12億1,254万円あり、執行すべき予算総額は、70億6,554万円である。

これまで復旧、復興を最優先に掲げて対応してきたところであるが、新地駅周辺整備事業により整備された新たな公共施設を活用し交流人口の拡大を目指すと共に、各施設の適正な管理運営と、将来のまちづくりの創造及び迅速かつ適正な事業執行、行財政の円滑な運営を図られたい。また、新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震による被害への対応は急務であり、町民生活に寄り添った支援に努力されたい。

- 1 令和3年度新地町一般会計予算について
歳入について
・新たな事業や制度の情報収集に努め、更なる財源の確保を図られたい。
歳出について
・スマートアグリ事業や商業施設の誘致を進め、賑わいづくりなど新地駅周辺整備事業の目標達成に努力されたい。
・町民に寄り添った公共交通の実現を早期に取り組みられたい。
・基幹産業の農・漁業振興を基本に、将来を見据えた取り組みをされたい。
- 2 令和3年度新地町国民健康保険特別会計予算について
・予防医療の充実を図り、国保税の軽減に努められたい。
- 3 令和3年度新地町介護保険特別会計予算及び令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
・高齢者の状況を考慮して負担軽減を図られたい。
- 4 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計予算及び令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計予算について
・接続率の向上と既存施設の長寿命化につながる維持管理体制に努められたい。
- 5 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計予算について
・特に意見を付する事項がない。

意見書（案）第1号

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋 一

賛成者 新地町議会議員 吉田 博

〃 新地町議会議員 菊地 正文

〃 新地町議会議員 齋藤 充 明

〃 新地町議会議員 寺島 博文

意見書（案）第1号

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

2017年7月7日、国際法史上はじめて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約は、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「取得、保有、貯蔵、移転」を禁止し、さらにその「使用、威嚇」を禁止しています。また、自国に他国の核兵器を「配置、設置、配備」することも禁止しています。

同条約は2020年10月24日に、批准した国が発行要件である50か国に達し、批准から90日後となる2021年1月22日に発行を迎えました。2017年のノーベル平和賞はNGOの「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」に授与されました。世界の多くの国々は、唯一の被爆国である日本が同条約に署名・批准することに期待を寄せています。また、被爆者の方たちも日本政府に署名・批准するよう強く求めています。2019年12月にはローマ教皇が38年ぶりに来日し、長崎で核廃絶を訴えました。

日本政府に対し、唯一の被爆国として核兵器禁止条約に署名・批准するよう強く求めるとともに、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月17日

《提出先》

内閣総理大臣

外務大臣 　あて

福島県相馬郡新地町議会議長 遠藤 満

意見書（案）第2号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月17日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 水戸 洋 一

賛成者 新地町議会議員 吉田 博

〃 新地町議会議員 菊地 正文

〃 新地町議会議員 齋藤 充 明

〃 新地町議会議員 寺島 博文

意見書（案）第2号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約13.6%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占め、雇用形態の多様化も進んでいます。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

コロナ感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるため奮闘する働く者がいます。社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることが社会の責任でもあり、極めて必要な時期でもあります。

つきましては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、次の事項について強く要望します。

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。また、2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引き上げを行うこと。
- 2 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 3 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月17日

《提出先》

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長 あて

福島県相馬郡新地町議会議長 遠藤 満